

対日直接投資案件の 発掘・誘致の強化に向けて

平成27年3月17日
外務省提出資料

外務省における取組及び成果

1. 在外公館における取組（平成26年4月25日以降）

JETROとも連携しつつ以下の取組を実施。

- 対日投資発掘に向けた情報収集
- 諸外国の参考事例調査や我が国規制・制度の改善要望調査
- 在外公館主催イベントにおける投資呼びかけ（天皇誕生日レセプション、投資セミナー等）

合計
301
件

【 具体例 】

- 中央・地方政府要人や現地企業ハイレベルと在外公館長との接触機会を活用し、説明や働きかけを実施。
- 独政府側主催の日本市場勉強会（約100名）で、対日投資環境につき説明。
- 官民インフラ政策対話において、日本のPFI制度や関空・伊丹空港の運営権売却等について紹介。

2. 国際約束の締結による投資環境整備

- 22本の投資協定と14本の経済連携協定を締結。現在でもTPPや日EU・EPA等計8本のEPA交渉が進行中。
- 64本の租税関連条約を締結し、89か国・地域に適用。
- 15か国との間で社会保障協定を締結。
 - 外国企業の我が国への投資環境を制度面で整備。
 - 二国間の投資・経済交流の促進に貢献。

外務省における今後の取組

1. 体制強化

主要在外公館で対日直接投資推進のための窓口となる担当官を指名。インバウンド・アウトバウンドの取組を強化。

2. 新たな取組の推進

- (1) 各種二国間経済協議（「投資協議」、「ハイレベル経済対話」等）を通じた案件吸い上げ。
 - 要すれば、「推進会議」の枠組みを用いて関係府省に伝達。
 - 案件の蓄積により、各国からほぼ共通して要望のある改善事項につき、「推進会議」の枠組みに報告。

- (2) 在外公館における広報等
 - 在外公館の有する人脈を活用し、対日投資を呼びかける端緒を更に拡張。
（例 公館主催行事に出席する大企業幹部や、招へい経験がある親日・知日派への呼びかけ）
 - 日常的対外発信活動における公館長等による発信の強化や各種資料の頒布。（例 各種スピーチ等での対日投資誘致への言及等による公館長の対外発信の強化、天皇誕生日レセプション等における資料配付等）
 - 「Invest Japan」バナーの各公館ウェブサイトへの貼り付け徹底。